

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明

(5) 議案第59号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第59号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第 59 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1) 感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、療養介護事業者等に、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける
- (2) 療養介護事業者等に、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける
- (3) 就労移行支援事業所に置くべき就労支援員のうち 1 人以上は常勤でなければならないこととする基準を廃止する

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p>	<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条～第3条）	第1章 総則（第1条～第3条）
第2章 療養介護（第4条～ <u>第32条の2</u> ）	第2章 療養介護（第4条～第32条）
第3章 生活介護（第33条～第50条）	第3章 生活介護（第33条～第50条）
第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条～第55条）	第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条～第55条）
第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）	第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）
第6章 就労移行支援（第61条～第69条）	第6章 就労移行支援（第61条～第69条）
第7章 就労継続支援A型（第70条～第84条）	第7章 就労継続支援A型（第70条～第84条）
第8章 就労継続支援B型（第85条～第87条）	第8章 就労継続支援B型（第85条～第87条）
第9章 多機能型に関する特例（第88条～第90条）	第9章 多機能型に関する特例（第88条～第90条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
（趣旨）	（趣旨）
<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>
（定義）	（定義）
<p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の例による。</p>	<p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の例による。</p>
（1）利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。	（1）利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
<p>（2）常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>（2）常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p>
（3）多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常	（3）多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常

改正後	改正前
<p>生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p>	<p>生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p>
<p>第3条 障害福祉サービス事業者を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の</p>	<p>第3条 障害福祉サービス事業者を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、</p>

改正後	改正前
<p>措置を<u>講じなければ</u>ならない。</p> <p>第2章 療養介護 (非常災害対策)</p> <p>第8条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p><u>3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (療養介護計画の作成等)</p> <p>第17条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が</p>	<p>研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければ</u>ならない。</p> <p>第2章 療養介護 (非常災害対策)</p> <p>第8条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第17条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が</p>

改正後	改正前
<p>当該療養介護事業所の提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p>	<p>当該療養介護事業所の提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p>
<p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>いう。</u>）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
<p>6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。</p>	<p>8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。</p>
<p>9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に利用者と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に利用者と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>
<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>
<p>第25条 療養介護事業者は、利用者に対して適切な療養介護が提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第25条 療養介護事業者は、利用者に対して適切な療養介護が提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p><u>4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第25条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> <u>(衛生管理等)</u></p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第27条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>第27条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>2 療養介護事業者は、<u>当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u> (身体拘束等の禁止)</p>	<p>(新設)</p> <p>(身体拘束等の禁止)</p>
<p>第28条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p>	<p>第28条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p>
<p>2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p>	<p>2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p>
<p><u>3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p><u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>	
<p><u>(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> (虐待の防止)</p>	
<p>第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>修を定期的実施すること。</u></p>	
<p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	
<p>第3章 生活介護 (職場への定着のための支援等の実施)</p>	<p>第3章 生活介護 (職場への定着のための支援の実施)</p>
<p>第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>	<p>第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>
<p><u>2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第48条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>第48条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>2 生活介護事業者は、<u>当該</u>生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p><u>(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>までの規定は、生活介護の事業について準用する。</p> <p>第4章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 就労移行支援</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第63条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 職業指導員及び生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、それぞれ</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条</u>までの規定は、生活介護の事業について準用する。</p> <p>第4章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条</u>まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条</u>まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 就労移行支援</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第63条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 職業指導員及び生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、それぞれ</p>

改正後	改正前
<p>1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上</p> <p>(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>	<p>1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上</p> <p>(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>
<p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。</p>	<p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。</p>
<p>3 第1項(第1号に掲げる者を除く。)に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>3 第1項(第1号に掲げる者を除く。)に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>5 第1項第2号の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>5 第1項第2号の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>6 第1項第3号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(認定就労移行支援事業所の職員の員数)</p>	<p>7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(認定就労移行支援事業所の職員の員数)</p>
<p>第64条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 職業指導員及び生活支援員 認定就労移行支援事業所ごとに、それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を10で除して得</p>	<p>第64条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 職業指導員及び生活支援員 認定就労移行支援事業所ごとに、それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を10で除して得</p>

改正後	改正前
<p>た数以上</p> <p>(3) サービス管理責任者 認定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び<u>第6項</u>の規定を準用する。</p> <p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第67条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</p> <p><u>2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 就労継続支援A型</p> <p><u>(厚生労働大臣が定める事項の評価等)</u></p> <p><u>第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、労働時間その他の当該就労継続支援A型事業</u></p>	<p>た数以上</p> <p>(3) サービス管理責任者 認定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び<u>第7項</u>の規定を準用する。</p> <p>(職場への定着のための支援の実施)</p> <p>第67条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条</u>まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 就労継続支援A型</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第72条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>	
<p>(職場への定着のための支援等の実施)</p>	<p>(職場への定着のための支援等の実施)</p>
<p>第82条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>	<p>第82条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>
<p><u>2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。</p>	<p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条</u>まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。</p>
<p>第8章 就労継続支援B型</p>	<p>第8章 就労継続支援B型</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条</u>まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第9章 多機能型に関する特例</p>	<p>第9章 多機能型に関する特例</p>
<p>(職員の員数等の特例)</p>	<p>(職員の員数等の特例)</p>
<p>第89条 多機能型事業所においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、</p>	<p>第89条 多機能型事業所においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、</p>

改正後	改正前
<p>当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項並びに第74条第5項(第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第54号。以下「指定通所支援基準条例」という。)の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 多機能型事業所においては、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第6項並びに第74条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第90条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項及び第6項並びに第74条第5項(第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第54号。以下「指定通所支援基準条例」という。)の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 多機能型事業所においては、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63第1項第4号及び第7項並びに第74条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第90条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>

改正後	改正前
<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p>	
<p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p>	
<p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項及び第48条第2項（新条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p>	
<p>5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p>	